

「生ごみ」に出す主なもの

生ごみ



「燃やすごみ」に出すもの

燃やすごみ



* 分解しにくく発酵に適さないものや、処理施設の作業上支障をきたすものは、「燃やすごみ」

よくある質問にお答えします

- ★「生ごみ」をネットや不織布、ビニール袋に入れてから生ごみ用指定袋に入れてもよいです。
- ★「生ごみ」の基準は口に入るもの（食べられるもの）です。
- ★竹串、爪楊枝、割り箸、ティッシュは「燃やすごみ」です。
- ★ステーションに残された「生ごみ」で困った時は、環境業務課、各支所市民生活課、
栃尾支所環境衛生課に連絡いただければ、現地のごみの確認や回収等の対応をします。

町内会、老人会 などへ
説明に伺います！

ご希望の団体は環境業務課、各支所市民生活課、栃尾支所環境衛生課へお申込みください。



事業所から出る「生ごみ」は
週1回の「燃やすごみ」
に出してください

平成25年4月から、燃やすごみの収集日は週1回になります。事業所から出る生ごみを町内のごみステーションに出す場合は「燃やすごみ」の事業所用指定袋に入れ、「燃やすごみ」の収集日に出してください。その際、事業所名の記入が必要になります。ステーション収集で対応が難しい場合は、ごみ収集運搬許可業者に依頼してください。

